資料３－１

入札監理小委員会における審議の結果報告
登記簿等の公開に関する事務

法務省による登記簿等の公開に関する事務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

１　確保されるべき公共サービスの質について

【論点】

要求水準の設定や利用者アンケート調査の実施方法、要求水準を確保することができなかった場合の対応策について、必要な見直しが行われているか。

【対応】

〇利用者アンケート調査（実施要項（案）２⑷ア及びウ、２頁）

・これまで四半期に１回（年４回）実施していた利用者アンケート調査について、「年１回（初年度のみ２回）」の実施に変更。

・各種証明書等の交付時間について，利用者アンケート調査に加えて請求書のタイムスタンプの打刻時間によっても客観的に確認し、85%以上の件数を 30 分未満で処理する。

〇各種証明書等の適正な作製・引渡し（実施要項（案）６⑴ア㈲及び７⑷ ７頁、９及び 10 頁並びに２⑹イ～エ、２及び３頁）

・研修内容の充実化を図り、事前研修と継続研修に大別。

・各種証明書等の誤交付及び請求書の紛失事案を一定の回数以上発生させた場合、月の委託費からその額に 3%を乗じた金額を限度として減額。

〇実務経験者等の増配置等（６⑴ア㈹　５及び６頁並びに別紙７）

・これまで入札単位ごとに最低必要人数を定めていた実務経験者等について、各登記所ごとに１名以上必置に変更。

・これまで必置とはしていなかった実務経験者を入札単位ごとに１～２名以上必置に変更。

２　委託業務の一部停止命令に対する再発防止策

【論点】

公共サービス改革法第３３条の２第６項の規定に基づく委託業務の一部停止命令事案の発生を受けて､同種の事案を発生させないための方策につい

て、必要な見直しが行われているか。

【対応】

○入札参加資格の追加（実施要項（案）４(6)、3頁）

・公共サービス改革法律第３３条の２第６項の規定に基づき委託業務の全部又は一部の停止を命ぜられた者等は、入札参加資格を付与しない。

○受託事業者の基本的要件の確認（実施要項（案）５(2)オ(ｱ)，６(1)ア(ｱ) 4頁及び5頁）

・委託業務を適正かつ確実に実施するために最低限必要である事項（基本的要件）として、①労働社会保険諸法令を遵守していること、②本契約の履行に支障のない財務状況であること、③直近３か年の委託事業を適正に実施したこと、④個人情報の取扱いを適正に実施していることを、以下の添付書類で確認。

①全国社会保険労務士連合会による実態調査の報告書

②直近の決算期に係る計算書類

③直近３か年の委託実績（ただし、契約金 1,000 万円以上の継続的な役務に限る。）

④プライバシーマーク若しくはＩＳＯ２７００１又はこれと同等の資格の認証の写し

３　その他の見直し

【論点】

民間事業者の創意と工夫が反映できる評価基準となっているか。

【対応】

○民間事業者の創意と工夫の反映（実施要項（案）8頁）

・印紙売りさばき事業の実施に係る提案をさせ、当該事業と委託事業との連携の提案を加点項目として評価する。

○提案内容の整備状況の確認（実施要項（案）７(1)～(3)、8及び9頁）

・受託事業者が委託業務を開始する前に、提案内容（管理体制、実施要領、人的体制）の整備状況等に係る報告書の提出を求め、委託法務局が立入調査その他適切な方法により、その確認をする。

○委託開始時期の見直し（実施要項（案）3、3頁）

・次々回の入札に係る委託業務の開始時期について、４月ではなく１０月に変更。

以上